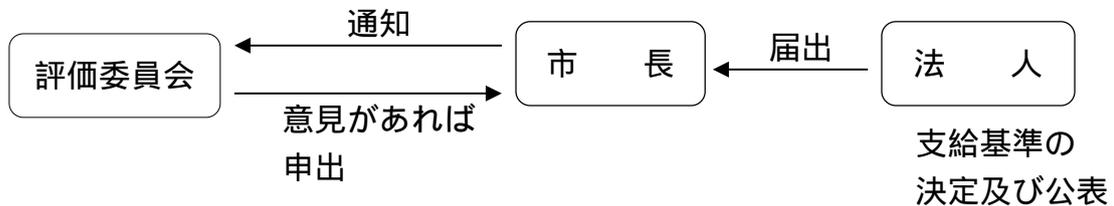


役員報酬等の支給基準について

1 役員報酬及び退職手当の支給基準の決定手続



2 地方独立行政法人法に規定される報酬等の原則

- (1) 報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬、法人の業務などを考慮して定めなければならない。
- (2) 報酬等は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。

3 役員報酬の支給基準

(1) 常勤役員

区 分	報酬月額	期末手当	退職手当
理事長	759,000 円	2.95 月分 【6 月】 報酬月額 × 1.2 × 1.4 【12 月】 報酬月額 × 1.2 × 1.55	報酬月額 × 在職月数 × 0.35
副理事長 (学長である者)	759,000 円		
副理事長 (学長でない者)	598,000 円		報酬月額 × 在職月数 × 0.2

(2) 非常勤役員

区 分	報酬年額	退職手当
理事・監事	200,000 円	

【設定の考え方】

公立大学法人の支給基準及び長岡市特別職の支給基準を参考に設定する。

4 他の公立大学の状況

(1) 理事長

大学名	年支給額	退職手当
静岡芸術文化大学	17,000 千円	報酬月額 × 在職年数
横浜市立大学	18,000 千円	報酬年額 ÷ 12 × 在職年数
都留文科大学	15,156 千円	
新潟県立大学	20,000 千円	
長岡造形大学	11,790 千円	報酬月額 × 在職月数 × 0.35

理事長、学長が同一人物の大学（他は別々の人物を充てる大学）

(2) 副理事長（学長である者）

大学名	年支給額	退職手当
静岡文化芸術大学	17,000 千円	報酬月額 × 在職年数
横浜市立大学	17,500 千円	報酬年額 ÷ 12 × 在職年数
都留文科大学	14,720 千円	
新潟県立大学		
長岡造形大学	11,790 千円	報酬月額 × 在職月数 × 0.35

(3) 副理事長（学長でない者）・常勤理事

大学名	年支給額	退職手当
静岡文化芸術大学	9,580 千円	報酬月額 × 在職年数
横浜市立大学	14,500 千円	報酬年額 ÷ 12 × 在職年数
都留文科大学	11,110 千円	
新潟県立大学	10,600 千円	
長岡造形大学	9,290 千円	報酬月額 × 在職月数 × 0.2

(4) 非常勤理事・監事

大学名	支給額	退職手当
静岡文化芸術大学	34,900 円/日	
横浜市立大学	1,200,000 円/年	
都留文科大学	30,000 円/日	
新潟県立大学	30,000 円/日	
長岡造形大学	200,000 円/年	